

別添1

明治十五年三月三十日



(号外) 独立行政法人国立印刷局

本号で公布された

平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

◇平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災
にひじての特定非常災害及びこれに対し適用
べき措置の指定に関する政令（政令第一九号）

御名御璽

內閣總理大臣 营
直人

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定期に關する政令（一九）

政金

〔一〕適用するといふとした。

〔二〕行政上の権利利益に係る満一日の延長に関する措置

〔三〕期限内に施行されなかつた義務に係る免責に関する措置

〔四〕債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置

〔五〕この政令は、公布の日から施行することとした。

政令第十九号
平成二

（特定非常災害の指定）
第一条 特定非常災害の被災者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律（以下「法」といふ。）第一項の特定非常災害として平成二十三年東北地方・太平洋沖地震による災害を指定する。
規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害に対する適用すべき措置の指定）

(法律附録)
第三条 第一条の特定非営利活動者についての法律(平成二十二年八月三十一日法律第百二十九号)。

免責範例

第四条 第二条の特定非常災害についての法第四条第一項の免責に係る期限は、平成十三年六月三十日とする。

(法第五条第一項の政令で定める日)
第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成二十五年三月一日とする。

この政令は、公布の日から施行する。

内閣總理大臣 菅 壽人
総務大臣 片山 喬
法務大臣 江田 五郎